平成２３年（フ）第１４５２号
名古屋市中区富士見町13番19号
破産者　有限会社シバクリエイティブ
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０２号
青森県北津軽郡鶴田町大字横萢字矢留崎147番地
破産者　木村産業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９９号
秋田市大町２丁目２番11号
破産者　株式会社ヤマト
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５０２号
横浜市中区伊勢佐木町７丁目148番地
破産者　有限会社サンコーファミリー
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５６３号
横浜市金沢区寺前１丁目３番６号
破産者　株式会社金沢ホンダ
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４９号
富山県南砺市宗守558番地の10
破産者　株式会社クドウ
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１９３号
金沢市西金沢４丁目469番地
破産者　有限会社ショーミ建設
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１０２号
静岡県磐田市水堀46番地
破産者　アピックスジャパン株式会社
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
静岡県浜松市中区領家２丁目21番20号
破産者　有限会社松田鉄工所
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
静岡県磐田市中泉2229番地４
破産者　有限会社オノダ企画
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
静岡県浜松市中区常盤町133番地の６
破産者　株式会社ＭＰＧ
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
愛媛県松山市衣山３丁目６番８号
破産者　株式会社公越
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第９４号
福岡県京都郡苅田町鳥越町１番18
破産者　株式会社アミカ
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
宮崎県都城市南鷹尾町22街区７号
破産者　合資会社日進堂印刷
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２２号
宮城県登米市中田町石森字本町77番地１　ライフタウンゆざわＢ棟
破産者　千葉　　晃
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第２４号
宮城県登米市迫町佐沼字江合３丁目19番地１　迫萩洗住宅１―105
破産者　高橋　義勝
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１７０号
茨城県土浦市右籾2428番地23
破産者　成枝　佳江
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１６号
千葉県君津市平山300番地１
破産者　神田　量守
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第７１号
千葉県木更津市真里谷1880―12　母子生活支援施設ＦＡＨこすもす、住民票上の住所千葉県八街市八街は102番地161
破産者　小城　麻美
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１８号
三重県尾鷲市野地町11番21号
破産者　福山　只行
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第３３５６号
札幌市豊平区月寒東１条17丁目４番１―205号
破産者　井嶋　明美（旧姓小路）
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部